

っとも大きいのは医療費で約一億一千七百万円、次いで生活費が九千万円、三番目が教育費で一千万円……という順序ですから、保護家庭の実態がいかに切実な問題に支えられているかがおわかりかと思えます。

それにしても、このような生活保護費を一年間に二十七億七千万円も国と県市でまかなっているのですから、なかなか大変なことですよ。

中でも、医療費がその半分以上に当たる十四億円というのですから、まったく手厚い法律ということが云えるわけです。

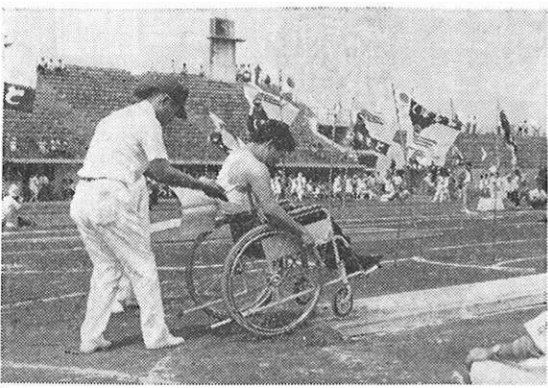
最近、所得倍増や経済成長とか云われて私たちの生活もいくらか楽にはなったようなものの、まだ経済的な条件がそろわないでとり残されている人々も多いのです。

このような状況の中で生活保護をうけている世帯の数が最近どのように変化しているかについて調べてみますと、図表をごらんのとおり、昭和十八年度の一万六千八百世帯（一年間の月平均）が十年後の三十八年度では二万六千六百六十九世帯と約四千五百世帯もふえてきており、従って保護率（総人口千人に対する保護人員の割合）も二十八年年度の二四・七％から三二・一％と高くなってきているわけで、本県の所得が伸びている反面、まだ産業経済の面から考えられる所得格差やその他複雑な問題とからみあって、なかなか保護率を引下げてゆくことはむずかしいようです。

しかし、ご承知のように、県民所得の増大をめざす県計画を皆さんとともにすすめてゆくならば、遠からずこのような保護率も次第に引き下げられてゆくことになっていきます。

### パラリンピック

ところで、今年本県で初めての身体障害者体育大会を水前寺競技場ほか二会場で開催しましたところ、県下から集った出場者約五百名が次々と好記録を生み、主催者や参加した多くの方々の眼をみはらせた次第でした。この大会から得た教訓は、「やればできぬことではない」という「克己」の精神が「参加することに意義がある」という言葉以上に大きな意義をもったものといえますよ。



「やればできぬことではない」という克己心が競技場いっぱいにあふれ、次々と好記録が続出……初めての身体障害者体育大会は晴れやかなムードの中で展開された。（熊本市水前寺競技場にて）

られてゆくわけですから、やはり皆さんの一人一人が毎日の生活を大切にしながら働く意欲を大いに燃やして、地道に明日の生活を築いてゆくことが、ひいては県民全体の幸福をつくりあげてゆくことになるのではないのでしょうか。

### 身体障害者福祉

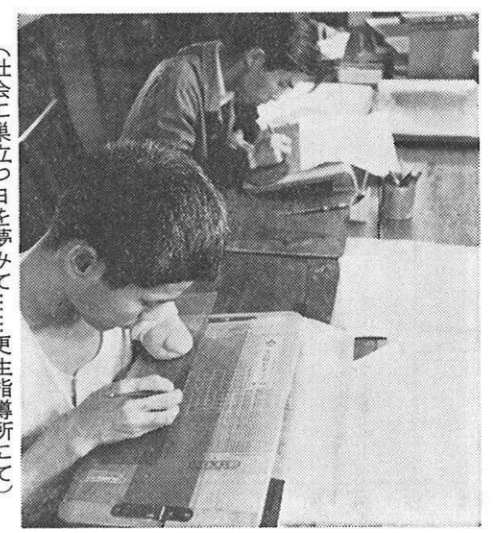
そのための福祉計画もただいま県計画の中でいろいろとすすまれているのです。

かつての太平洋戦争などによって負傷された方々はもちろんですが、最近では交通事故などが毎日のように発生して骨折をしたり場合によっては肢や手を切断したり、あるいは不幸にして生れたときから盲目であったり、いろいろと身体に障害をもっている方々が大変多いのですが、三十九年の十月現在、そのような身体障害者（法律上では、県から身体障害者手帳を交付された満十八才以上の方を云います）の数は、県下で三万六千七百七十七人を数えています。

## 不自由なからだにめげず

### 更生の施設

本県には、現在、熊本市出水町に「熊本県身体障害者更生指導所」ならびに「更生相談所」が同じ建物の中に設置されて、タイプライター、補装具の製作、謄写プリント、活版、洋裁、刻印の技術を教えており、また更生するためのいろいろのを送りたいものです。



（社会に巣立つ日を夢みて……更生指導所にて）

「身体障害者福祉法」はこのような多くの方々への更生のために必要な援助を行なうと同時に、これらの人々がその障害をのりこえて自分に適した仕事を身につけて、少しでも社会のお役に立っていただけるよう、県や市がその福祉のために努力を払うことになっています。

相談にのっています。すでにそこでは、今年で二十一年の卒業式を終えてこれまでに三百五十一人の方々立派な技術を身につけて、社会に巣立ってゆかれました。

また、東京オリンピックに引きつづいて行なわれるパラリンピックの国内競技に参加するため、さきほどの県大会の出場者の中から十一名が選ばれて出発しましたので、私たちは心から郷土の声援を送りたいものです。

### 老人福祉

では、次に社会福祉制度の中でもっとも新しいといわれる「老人の福祉」について、そのあらましをご紹介します。

戦後、老人の生活は、社会環境のはげしい動きや家族制度の移りかわりなどによって、はなはだ不安定なものとなり、これに加えて老人の年齢が非常に伸びてきています。そして一般国民の中に老人問題についての関心がたかまり、もっと老人の福祉について責任をもたなければならぬと、昨年八月一日、「老人福祉法」が誕生したのであります。

## 老後のしあわせを……

では老人の福祉について、次の四つのことからすこしくわしく述べてみましょう。

まず、老人の方々が積極的に社会活動に参加していただくために、県や市はその能力に応じた就職の機会を与えてゆかねばならないということです。また老人のクラブ活動を側面から援助して、老人の方々の健康をすすめる孤独な気持ちを解消してゆこうということです。

この法律では、まづ「老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図る」とその目的がうたわれているのですが、とくに注目されるのは「老人は、老令に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるよう努めるものとする」と、老人の方々がみずから今後もお社会の一員として活動していただくようおねがいがいしてあることです。

### ついてもすこやかに

ところで年令を何才から何才までと区切って「老人」と申しあげてよいのか、とくにその定めはないのですが、この法律では「健康診査」をうける方は六十五才以上とされており、また「養護老人ホーム」に収容できる方々もいちおう六十五才以上の方々を対象としています。

にかかりやすいのですが、所得が少ないとかその他の事情でなかなか診療の機会が得られないのが実情のようです。そこで、市町村では県の協力を得てその方々の健康診査を行なわなければならないことになっています。

本県では、昨年度百一の市町村が健康診査を実施しましたが、その結果が次頁表のようにあらわれています。

第三に、心身の障害がひどい老人で、毎日の生